

横須賀ごみ処理施設 環境影響予測評価書案の内容及び 説明会の開催についてのお知らせ

日頃から、横須賀市の廃棄物行政に対し、ご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

本市では、国の動向や神奈川県廃棄物処理計画を受け、三浦市と共同でごみ処理の広域化を推進しており、本市に焼却施設と不燃ごみ等選別施設、三浦市に最終処分場を配置することとしています。

本市の燃せるごみは、南処理工場で処理を行っていますが、昭和58年の設置以来30年以上経過し老朽化が進んでいることから、将来的に安定した処理を維持するために、南処理工場に代わる新たな焼却施設と不燃ごみ等選別施設を横須賀市長坂五丁目に建設することを計画しています。

本事業は、「神奈川県環境影響評価条例」（以下「県条例」といいます。）による環境影響評価（環境アセスメント）の対象事業（廃棄物処理施設の建設、宅地の造成、発生土処分場の建設）であることから、同条例に基づき、「計画の概要」、「環境の特性に基づき配慮しようとする内容」、「評価項目の選定及び調査方法」等を記載した『横須賀ご

み処理施設環境影響予測評価実施計画書』（以下「実施計画書」といいます。）を作成し、平成23年10月6日に神奈川県知事に提出しました。

その後、1年間の現地調査等を行い、その調査データを基に環境への影響を予測・評価した結果を『横須賀ごみ処理施設環境影響予測評価書案』（以下「予測評価書案」といいます。）としてまとめ、平成25年11月5日に神奈川県知事に提出しました。

このお知らせは、事業者である横須賀市が、その内容の要旨を皆様にご案内するものです。なお、誠にお手数ですが、下図に示された地域内に所在する事務所、もしくは事業場をお持ちの事業者、又は法人その他の団体各位におかれましては、従業員並びに従事者の皆様方に回覧・掲示等で本資料の周知をお図りいただきますようお願いいたします。

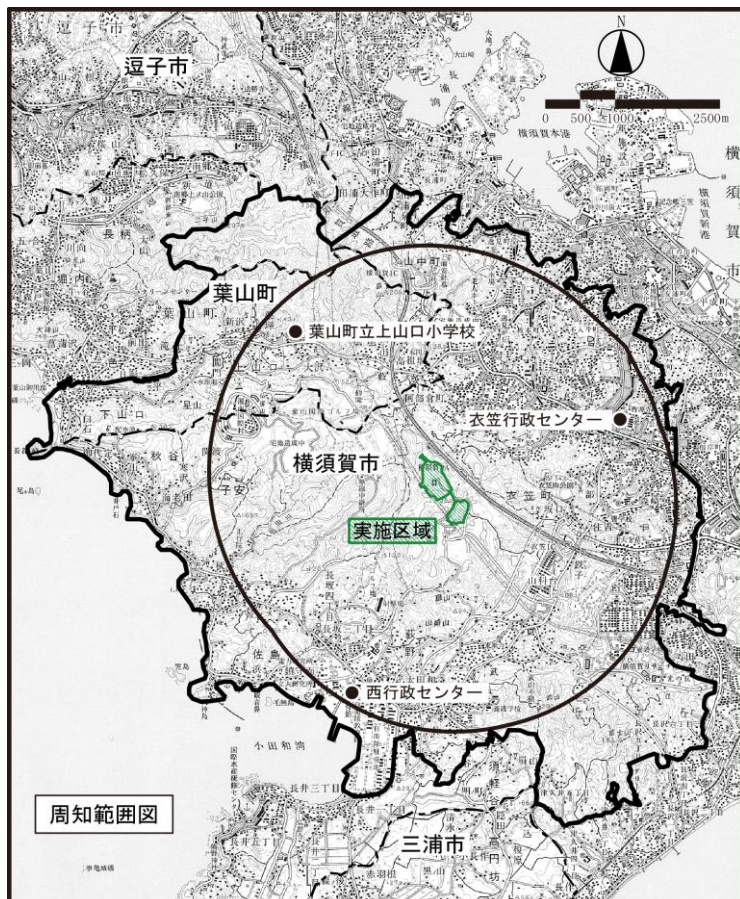
平成25年11月
横須賀市

1 事業の実施区域及び周知を図る必要がある地域

事業の実施区域及び周知を図る必要がある地域は右図に示すとおりです。

地域の設定については「神奈川県環境影響評価条例の規定により事業者が実施計画書及び予測評価書案又は条例方法書及び条例準備書の内容について周知を図る必要がある地域を定めるに当たり従うべき基準」（昭和56年6月1日 神奈川県告示第489号）に基づき行いました。

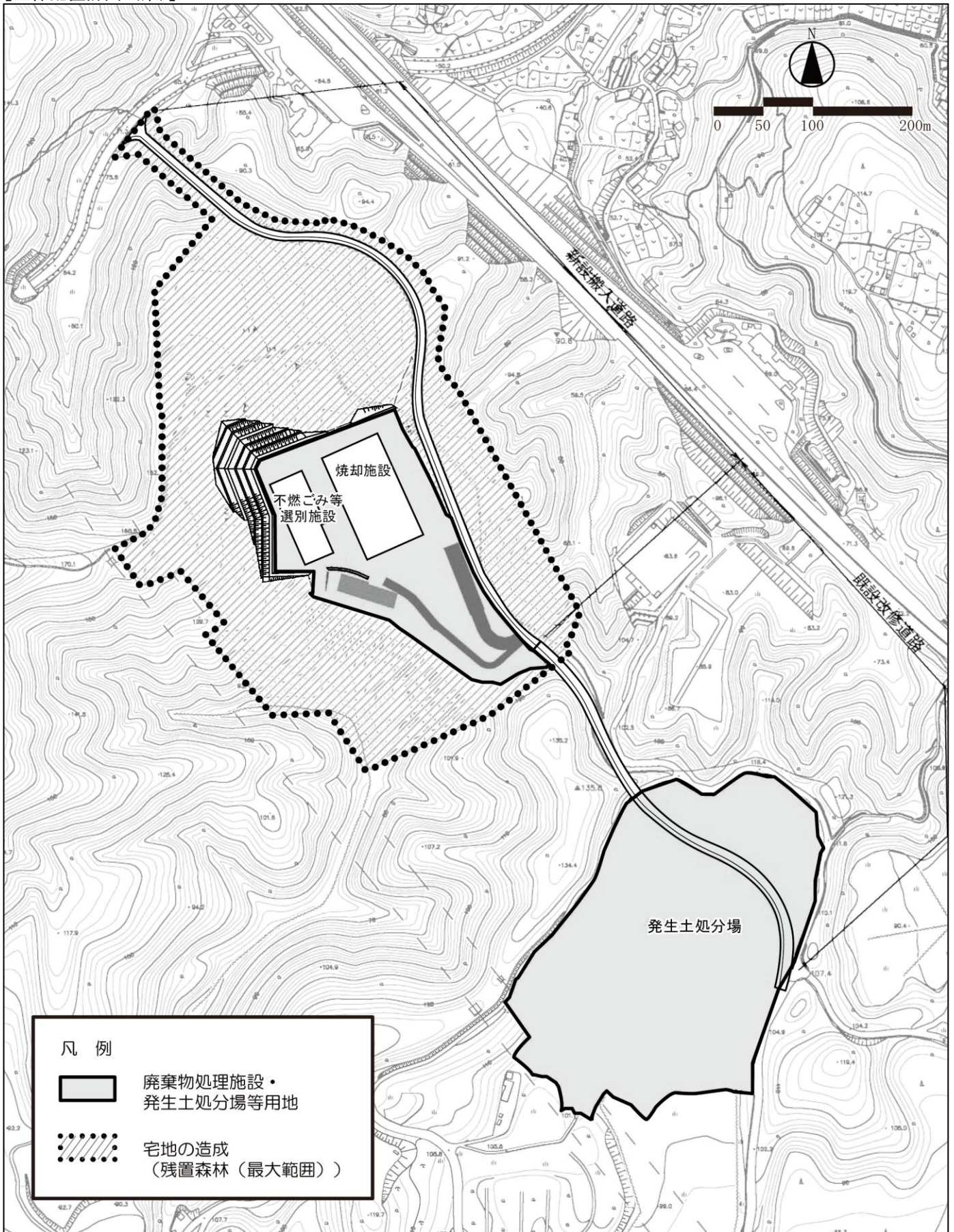
凡例	
○	周知範囲決定のための基礎となる区域 (実施区域周囲3km)
—	周知を図る必要がある地域
- - -	市町界
●	説明会開催場所



2 事業計画の概要

本事業の主たる事業は廃棄物処理施設の建設ですが、廃棄物処理施設を建設するに際して、造成工事を実施します。この造成工事についても県条例の対象事業（宅地の造成）となります。また、造成工事に伴い残土が発生しますので、その発生土処分場を計画用地の隣接地に建設します。これについても県条例の対象事業（発生土処分場の建設）となります。

【全体配置計画（案）】



【廃棄物処理施設の建設】

土地利用の概要

区分	面積
施設用地	約 3.5ha 焼却施設：約 8,600m ² 不燃ごみ等選別施設：約 2,900m ² を含む
場内道路	約 0.1ha
雨水調整池	約 0.1ha
造成法面(擁壁含む)	約 0.7ha
計	約 4.4ha

主要施設の概要

区分	構造・緒元
焼却施設	建築面積：約 8,600m ² 、高さ約 33m 鉄筋コンクリート造＋鉄骨造
処理能力	約 360t/日
炉形式	連続運転式
燃焼方法	全量焼却方式
排ガス処理方式	ばいじん：バグフィルタ 塩化水素・硫黄酸化物：乾式＋湿式併用酸性ガス除去装置 窒素酸化物：触媒脱硝装置 ダイオキシン類：バグフィルタ＋活性炭吹込装置
蒸気タービン発電機容量	発電効率 18.5%以上を達成する容量
煙突	59m
不燃ごみ等選別施設	建築面積：約 2,900m ² 、高さ約 22m 鉄筋コンクリート造＋鉄骨造
処理能力	約 30t/日 (5h)
破碎機	不燃ごみ及び粗大ごみの破碎
選別機	有価物（鉄・アルミ等）、残さに選別
その他	貯留バンカー

【発生土処分場の建設】

土地利用の概要

区分	面積	備考
発生土処分場	約 7.0ha うち 約 2.6ha は 新設廃棄物埋立地跡地 (廃止予定)、 約 0.7ha は 増設廃棄物埋立地の 一部での計画である。	受入土砂量：約 48 万 m ³ 受入期間：約 5 年間

【宅地の造成】

土地利用の概要

区分	面積	備考
廃棄物処理施設区域	約 4.4ha	施設用地、場内道路、雨水調整池及び造成法面(擁壁含む)を含む。
残置森林	約 11.6ha	約 11.6ha のうち必要面積を確保して廃棄物処理施設の面積とする。
計	約 16.0ha	

3 環境の特性に基づき配慮しようとする内容

実施区域は、横須賀市の中央部、衣笠・大楠山近郊緑地保全区域内に位置し、周辺は山林に囲まれており、その北東側には横浜横須賀道路を挟み住宅用地、農地等の土地利用となっています。また、実施区域内に大楠山ハイキングコース（衣笠コース）があり、ハイキング等に利用されています。

これらの状況を踏まえて、本事業の実施に当たりましては、事業計画、実施区域及び周辺地域の環境特性に基づき、以下の点に配慮した計画とします。

【共通事項】

- ・可能な限り残置森林を多く確保します。また、積極的な緑化を推進することにより、二酸化炭素吸収量をより多く確保します。
- ・建設機械は、低騒音・低振動型の使用に努めます。
- ・土地利用は、ハイキングコースの存在を踏まえて計画します。
- ・関係車両の安全運転を徹底し、交通事故の防止に努めます。

【廃棄物処理施設の建設】

- ・排出ガスについて、法規制よりも厳しい目標値を満足させて排出します。
- ・適切な燃焼管理を実施するとともに、バグフィルタ前段に活性炭吹込装置を設けるなどのダイオキシン類対策を講じます。
- ・二酸化炭素の削減による地球温暖化防止対策やエネルギーの有効利用の観点から、熱エネルギーを利用した発電を積極的に行います。
- ・ファン、空気圧縮機等の騒音発生機器は低騒音の機器を採用し、騒音対策を考慮した外壁仕様や開口部の計画を行います。
- ・ごみピット内は気圧を負圧に保つことにより臭気の漏出を防止します。このとき、ピット内を負圧にするために吸引した臭気（空気）は、燃焼用の空気として焼却炉の中へ送り込み高温で分解します。また、プラットホームへの出入口にはエアカーテンを設ける等、臭気が漏れ出さないよう計画します。
- ・周辺地域の景観と調和するよう、工場棟や煙突の高さ、デザインに配慮します。

【発生土処分場の建設】

- ・施設供用時において使用する機械等は、低騒音・低振動型の使用に努めます。
- ・粉じんの発生が予想される作業を行う場合や乾燥時、強風時においては、適宜散水を行います。

【宅地の造成】

- ・周辺の自然環境へ配慮し、極力自然地を残すよう擁壁形状等を計画します。
- ・宅地造成等規制法に基づく適正な勾配による法面造成や法面の保護、擁壁構造とし、土砂の流出や地滑り等を十分考慮した計画とします。

4 環境影響予測評価の概要

評価項目の選定は、「神奈川県環境影響評価技術指針」に基づき、対象事業の計画案から環境に影響を及ぼすおそれのある環境影響要因を抽出して選定しました。選定した評価項目は下表のとおりです。

なお、大気汚染、騒音・低周波音、振動及び安全（交通）については、三種の対象事業の工事期間が重なる時期があることから、三種の対象事業を通じて環境負荷が最大となる時期の複合影響についても予測・評価を行いました。

また、植物・動物・生態系、景観、レクリエーション資源及び温室効果ガスについては、三種の対象事業が複合的に影響を及ぼすことから、複合影響として予測・評価を行いました。

【評価項目の選定結果】

評価項目 評価細目			廃棄物処理施設の建設										発生土処分場の建設						宅地の造成				
			搬入道路の新設及び既設道路の改修				工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用			工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用			工事の実施		土地又は工作物の存在及び供用		
			1 建設工事	2 建設機械の稼働	3 資材運搬車両等の走行	4 道路の存在	5 建設工事	6 建設機械の稼働	7 資材運搬車両等の走行	8 廃棄物処理施設の稼働	9 関係車両の走行	10 施設の存在	11 建設工事	12 建設機械の稼働	13 資材運搬車両等の走行	14 敷均し機械等の稼働	15 土砂運搬車両の走行	16 発生土処分場の存在	17 造成工事	18 既存施設の解体	19 建設機械の稼働	20 資材運搬車両等の走行	21 宅地の形成
大気汚染	環境基準設定項目	二酸化硫黄							○														
		浮遊粒子状物質		○	○			○	○	○			○	○	○	○			○	○	○		
		二酸化窒素		○	○			○	○	○			○	○	○	○			○	○	○		
		ダイオキシン類								○													
	規制物質	塩化水素							○														
	粉じん	○	○	○		○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
水質汚濁	生活環境項目	濁りの指標 ※	○				○				○					○	○						
		汚れの指標 ※※					○																
土壌汚染	土壌汚染								○														
騒音・低周波音	騒音		○	○			○	○	○	○			○	○	○				○	○	○		
	低周波音								○														
振動	振動		○	○			○	○	○	○			○	○	○	○			○	○	○		
悪臭	悪臭								○														
廃棄物・発生土	廃棄物	○				○			○		○						○	○					
	発生土	○				○											○						
水象	河川														○						○		
地象	傾斜地の崩壊	○									○						○						
植物・動物・生態系	植物	○			○					○	○				○	○					○		
	動物	○			○					○	○				○	○					○		
	水生生物	○			○					○	○				○	○					○		
	生態系	○			○					○	○				○	○					○		
景観	景観	○			○					○					○	○					○		
レクリエーション資源	レクリエーション資源	○	○	○	○		○		○	○			○		○		○			○	○		
温室効果ガス	温室効果ガス	○	○	○			○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○			
安全	危険物等								○														
	交通			○				○		○				○	○						○		

注) ○：予測評価項目

※濁りの指標：浮遊物質質量

※※汚れの指標：水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、溶存酸素量、大腸菌群数、ノルマルヘキサン抽出物質、全窒素、全燐、全亜鉛

【環境影響予測評価の概要】

評価項目	環境影響予測評価結果の概要
大気汚染	<p>①建設工事、発生土処分場の存在及び造成工事に伴う粉じんが発生すると予測される風速 5.5m/s 以上の年間の出現頻度は 4.6%と低い値となっています。</p> <p>②建設機械等の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果は、環境基準値を下回ります。</p> <p>③建設機械等の稼働に伴う粉じんの予測結果は、参考となる値 (10t/km²/月) を下回ります。</p> <p>④工事用車両及び供用開始後の関係車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果は、環境基準値を下回ります。</p> <p>⑤工事用車両及び供用開始後の関係車両の走行に伴う粉じんの予測結果は、参考となる値 (10t/km²/月) を下回ります。</p> <p>⑥施設の稼働に伴う煙突排ガスによる二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類及び塩化水素の予測結果は、環境基準値等を下回ります。</p> <p>これらのことから、実施区域周辺の生活環境への影響は小さいものと考えます。</p>
水質汚濁	<p>①廃棄物処理施設の建設に伴う搬入道路の新設及び既設道路の改修の工事においては、適切な容量の沈砂池を設置することから、工事に伴い沈砂池等から排出される浮遊物質の濃度は、現況調査結果の最大値以下となります。</p> <p>②廃棄物処理施設の建設工事、発生土処分場の建設工事、宅地の造成工事の実施に伴う浮遊物質の濃度は、沈砂池を設置することから、放流河川における現況調査結果の最大値を下回って排出されます。</p> <p>③廃棄物処理施設の建設工事に伴う作業員の生活排水に伴う水の汚れは、排水を下水道に接続することから、周辺河川への水の汚れの影響は回避されます。</p> <p>④発生土処分場の存在における浮遊物質の濃度は、長坂埋立地浄化センターの既存の雨水調整槽を利用することから、浮遊物質は、現況調査結果の最大値を下回っています。</p> <p>これらのことから、実施区域周辺の生活環境への影響は小さいものと考えます。</p>
土壌汚染	<p>①実施区域及び周辺地域における土壌調査では、ダイオキシン類濃度は環境基準値を下回っていました。</p> <p>②供用開始後の煙突排ガスによるダイオキシン類の最大着地濃度は環境基準値を下回ります。</p> <p>これらのことから、実施区域周辺の生活環境への影響は小さいものと考えます。</p>
騒音 ・低周波音	<p>①建設機械の稼働に伴う建設作業騒音レベルの予測結果は、規制基準値を下回ります。</p> <p>②工事用車両及び供用開始後の関係車両の走行に伴う道路交通騒音レベルは、現況で既に環境基準値を上回っている地点がみられますが、工事用車両及び供用開始後の関係車両の走行による増加分は最大で約1デシベルとなっています。</p> <p>③施設の稼働に伴う工場騒音レベルの予測結果は、規制基準値を下回ります。</p> <p>④施設の稼働に伴う低周波音レベルの予測結果は、感覚閾値を下回ります。</p> <p>これらのことから、実施区域周辺の生活環境への影響は小さいものと考えます。</p>
振動	<p>①建設機械の稼働に伴う建設作業振動レベルの予測結果は、規制基準値を下回ります。</p> <p>②工事用車両及び供用開始後の関係車両の走行に伴う道路交通振動レベルの予測結果は、要請限度を下回ります。</p> <p>③施設の稼働に伴う工場振動レベルの予測結果は、規制基準値を下回ります。</p> <p>これらのことから、実施区域周辺の生活環境への影響は小さいものと考えます。</p>
悪臭	<p>①施設から漏出する臭気の敷地境界における臭気指数の予測結果は規制基準値を下回ります。</p> <p>②施設の稼働に伴う煙突排ガスによる臭気指数の予測結果は、定量下限値を下回ります。</p> <p>これらのことから、実施区域周辺の生活環境への影響は小さいものと考えます。</p>
廃棄物 ・発生土	<p>①工事中に発生する廃棄物は工事現場で分別を徹底し再資源化等が可能なものについては再資源化を行います。</p> <p>②発生土は再利用を図り、有効利用できない発生土については、全量を近隣の発生土処分場に適切に処分します。</p> <p>③廃棄物として発生する伐採材については、チップ化等による再生利用をするように目指します。</p> <p>④廃棄物の収集・保管にあたっては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し、適切な保管場所を確保することにより廃棄物の飛散・流出を防止します。</p> <p>これらのことから、実施区域周辺の生活環境への影響は小さいものと考えます。</p>
水象	<p>①発生土処分場の存在に伴い排出される雨水の予測結果は、現況と同程度となります。</p> <p>②宅地の造成に伴う宅地の形成に伴い排出される雨水の予測結果は、現況と同程度となります。</p> <p>これらのことから、実施区域周辺の河川流量への影響は小さいものと考えます。</p>
地象	<p>①廃棄物処理施設の建設に伴う道路の工事に伴い形成される傾斜地については、道路土工に定める斜面の安定性基準を満足するため傾斜地の安定性は確保されます。</p> <p>②発生土処分場の建設工事及び宅地の造成工事に伴い形成される傾斜地の安定性については、造成法面の基準を満足するため傾斜地の安定性は確保されます。</p> <p>これらのことから、実施区域の傾斜地の安定性は確保されるものと考えます。</p>
植物・動物 ・生態系	<p>①実施区域の森林生態系は、廃棄物処理施設の存在により一部が消失しますが、発生土処分場が森林法に基づき自然林になるよう管理されることで、最終的な森林生態系の損失はほとんどなく、生育生息環境、生育生息状況への影響は小さいと予測されます。</p> <p>②重要な植物種のうちツルギキョウは、搬入道路の新設工事により実施区域内の確認個体数の半数が消失する可能性があります。工事にあたってはなるべくこれらの生育地点を改変しないよう配慮しますが、やむを得ず改変する場合、専門家等に相談しつつ、移植等の保全措置を行います。また、エビネについては、実施区域内における消失が予想されるものの、消失数は僅かであり、事業実施区域の周辺でも多く確認されていることから影響は小さいと予測されます。</p> <p>③建設工事に伴う排水については、沈砂池を設けることや雨水排水が埋立地浄化センターを経由することから重要な水生生物(ドジョウ、ボウズハゼ等)への影響は小さいと予測されます。</p> <p>これらのことから、実施区域及びその周辺の生育生息環境等への影響は小さいものと考えられます。</p>

【環境影響予測評価の概要】

評価項目	環境影響予測評価結果の概要
景観	造成工事及び施設が存在に伴い、主要な眺望地点及び身近な視点からの景観に変化が生じると予測されますが、施設の外觀への配慮や樹林環境の確保によって景観への違和感を軽減し、良好な景観の形成に努めていることから、「神奈川県景観基本条例」に基づく事業者の責務及び「横須賀市景観計画」の良好な景観の形成に関する方針との整合性が図られています。 これらのことから、主要な眺望地点からの景観への影響は小さいものと考えます。
レクリエーション資源	①建設工事中は大楠山ハイキングコース（衣笠コース）の一部の区間を通行止めとし、ハイキングコース利用者に対して現地立て看板等により、代替ルートを利用してもらうことを周知します。 ②供用開始後において、造成等により利用できなくなる衣笠コースの一部の区間については、造成後の地形を考慮した自然環境への影響が少ないコースを新たに設置します。また、新設の搬入道路と新設のハイキングコースは一部交差しますが、ハイキングコース利用者には搬入道路の歩道を活用してもらうこととし、関係車両の運転者には安全運転の励行の指導を徹底する等の環境保全対策を実施します。 ③施設の外觀への配慮や休炉時における悪臭漏出防止等、景観及び悪臭に対する環境保全対策を実施します。 これらのことから、実施区域周辺のレクリエーション資源への影響は小さいものと考えます。
温室効果ガス	①建設工事、建設機械の稼働及び工事用車両の走行についてはアイドリングストップやエコドライブ等の環境保全対策を実施します。 ②廃棄物処理施設の稼働により排出される温室効果ガスの予測結果は、現有処理施設の総排出量を下回り、6,660t-CO ₂ /年少くなります。また、関係車両の走行についてはエコドライブやアイドリングストップ等の環境保全対策を実施します。 これらのことから、温室効果ガスによる影響は小さいものと考えます。
安全（危険物等）	危険物等の取扱い、貯蔵等に当たっては、「消防法」及び「毒物及び劇物取締法」等を遵守し、管理規程を定める等の環境保全対策を実施することから、安全が確保されるものと予測されます。また、施設稼働時の防爆対策として、低速破砕機及び高速破砕機を使用した2段階システムを採用します。 これらのことから、実施区域周辺の安全への影響は小さいものと考えます。
安全（交通）	①資材運搬車両等及び供用開始後の関係車両の走行については、実施区域周辺の交差点需要率の予測結果より、交差点交通流に支障は生じません。 ②歩行者・通勤・通学の交通安全については、登校時間の大型車の走行を避ける等の安全対策を実施することから、安全が確保されると予測されます。 これらのことから、施設の稼働に伴う交通による実施区域周辺の安全への影響は小さいものと考えます。

注）資材運搬車両等及び土砂運搬車両を工事用車両とします。

5 予測評価書案の縦覧について

本事業の予測評価書案が以下の場所でご覧いただけますのでお知らせします。

縦覧期間	平成25年11月26日（火）から平成26年1月9日（木）まで
------	--------------------------------

縦覧場所			住所	開館時間
横須賀市	① 横須賀市役所	広域処理施設建設室	横須賀市小川町11番地	年末年始（12/29～1/3）を除く、平日の午前8時30分から午後5時
		都市計画課	同上	
	② 追浜行政センター		横須賀市夏島町9番地	
	③ 田浦行政センター		横須賀市船越町六丁目77番地	
	④ 逸見行政センター		横須賀市東逸見町二丁目29番地	
	⑤ 衣笠行政センター		横須賀市公郷町二丁目11番地	
	⑥ 大津行政センター		横須賀市大津町三丁目18番13号	
	⑦ 浦賀行政センター		横須賀市浦賀五丁目1番2号	
	⑧ 久里浜行政センター		横須賀市久里浜六丁目14番2号	
	⑨ 北下浦行政センター		横須賀市長沢二丁目7番7号	
⑩ 西行政センター		横須賀市長坂一丁目2番2号		
葉山町	⑪ 葉山町役場 環境課		葉山町堀内2135	
逗子市	⑫ 逗子市役所 資源循環課		逗子市逗子五丁目2番16号	

※上記の縦覧場所以外に、神奈川県（環境農政局環境部環境計画課）、各地域県政総合センター及び各県民センターにて、縦覧を行っております。

※横須賀市のホームページでも予測評価書案の内容がご覧いただけます。

横須賀市ホームページ：<http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/4240/asesukeikakujuuran.html>

※なお、環境保全上の見地から意見をお持ちの方は、上記縦覧期間内に意見書を横須賀市長等に提出することができます。詳しくは縦覧場所での案内をご覧ください。お問い合わせ先までご連絡下さい。

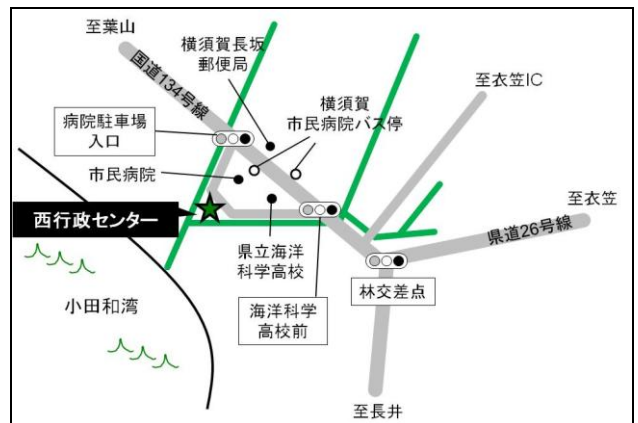
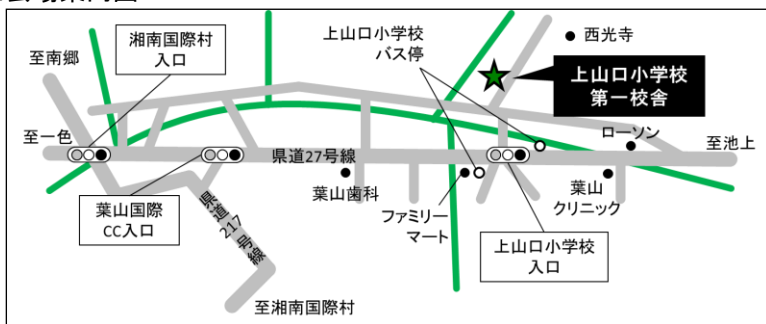
6 説明会の日時と場所

開催予定の日時	開催場所及び所在地	会場までのアクセス
平成 25 年 12 月 11 日(水) 19:00~21:00	葉山町立上山口小学校 (第一校舎) 葉山町上山口 158	京急「上山口小学校」バス停下車 徒歩 5 分
平成 25 年 12 月 15 日(日) 14:00~16:00	衣笠行政センター (体育館) 横須賀市公郷町 2-11	JR 衣笠駅下車、久里浜方面へ徒歩 8 分、 京急「衣笠十字路」バス停下車 徒歩 3 分
平成 25 年 12 月 17 日(火) 19:00~21:00	西行政センター (集会室) 横須賀市長坂 1-2-2	京急横須賀中央駅・JR 横須賀駅から市民病院・大楠芦名口 行きバスで「市民病院前」下車 徒歩 5 分 京急横須賀中央駅・JR 横須賀駅から長井・三崎方面行きバ スで「林」下車 徒歩 15 分、もしくは、「林」より逗子方 面行きバスに乗り換え「市民病院前」下車 徒歩 5 分

※お申し込みは不要なので、ご都合の良い日にご出席下さい。

3会場とも手話通訳が付き、さらに衣笠行政センターには要約筆記が付きます。

■会場案内図



7 問合わせ先

〈事業に関する問合わせ先〉

横須賀市 資源循環部 広域処理施設建設室
〒238-8550 神奈川県横須賀市小川町 11 番地
TEL 046-822-4000 (内線 2306)

〈意見書の提出先〉

横須賀市 都市部 都市計画課
〒238-8550 神奈川県横須賀市小川町 11 番地
TEL 046-822-4000 (内線 2510)

「本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図及び2万5千分1地形図を複製したものである。(承認番号 平25情復、第305号)」

横須賀が好き!



YOKOSUKA CITY SINCE 1907